

常設作業帯の設置が困難な路上工事において
作業時間に影響を及ぼす場合の積算基準の改定について

令和3年4月の国土交通省土木工事標準積算基準書の改定を踏まえ、建設局は、常設作業帯の設置が困難な工事において、資機材等の工事現場までの移動時間が作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算について、令和3年10月1日に積算基準を改定しました。

つきましては、下記の内容をご確認の上、必要に応じて、監督員へ協議願います。

【改定内容】

常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、時間的制約を受ける等を考慮し現場条件を確認の上、積算すること

(東京都建設局積算基準(共通編I) P2-11)

【積算について】

- 積算は、東京都建設局積算基準(共通編I) P2-9の「時間制約を受ける労務費の算出」に準じて行います。なお、工期の算定などについても考慮します。
- 東京都の工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)に基づき、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提に設計変更により対応します。

【作業時間に影響がある場合の一例】

